

第 12 回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第 14 条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第 12 条及び第 13 条に定める不当な差別的言動の該当性及び拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 都が条例第 13 条 2 項により審査会に申出を報告するにあたっては、条例の趣旨を踏まえ速やかに対処すべき。

 - ・ 拡散防止措置を行うにあたっては、個々具体的な事案に即して検討すべきであり、不当な差別的言動について審査会に意見聴取する際に、同時に拡散防止措置について議論をすることが効果的である。

 - ・ 拡散防止措置の法的論点について整理した上で、引き続き検討をしていく必要がある。

- 事務連絡ほか